平成２７年（フ）第３１４６号
大阪府交野市向井田１丁目23番２―118号
破産者　鹿子嶋弘美
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８２号
大阪府門真市元町４―11　グランドヴィラ門真２Ｄ号室、開始決定時の住所大阪府門真市石原町13番19号
破産者　濱　　勇治
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５３号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号　誠幸マンション　402号
破産者　藤田　和夫
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１０号
大阪府東大阪市花園本町１丁目５番31号
破産者　藤岡　道子
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　64号棟501号
破産者　中山倫太郎
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地66棟304号、従前の住所大阪府泉大津市助松団地１番13―306号
破産者　濵田　憲治
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２号
北九州市門司区大里本町３丁目７番37―203号、開始決定時の住所福岡県小郡市美鈴が丘３丁目10番地８
破産者　川谷圭次郎
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１５７号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜429番地７、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番15号
破産者　津村　　進
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９７号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜99番地の６　Ｍｅｉｔｈ403
破産者　浦添　　純
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４９号
仙台市宮城野区田子２丁目31番15号　エレガンスＫＡＴＯＨⅥ―101
破産者　伊藤　忠大
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
仙台市青葉区八幡２丁目12番11号　光洋荘７号館306
破産者　小島えりか
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
秋田県大仙市太田町斉内字新関下28番地１
破産者　草薙　徳一
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第３１号
長野県茅野市仲町15番20号
破産者　矢﨑　榮子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３２号
長野県茅野市仲町15番20号
破産者　矢﨑　　二
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１８５号
静岡県伊豆の国市長岡353番地の13
破産者　丸濱　裕史
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
静岡県駿東郡長泉町下長窪143番地　雇用促進１棟106号
破産者　藤枝　浩樹
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
静岡県沼津市大岡2382番地の１　ベルパエーゼ304号室、前住所静岡県富士市伝法５番地の125
破産者　藤巻　　明
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
静岡県沼津市大岡2382番地の１　ベルパエーゼ304号室、前住所静岡県富士市伝法５番地の125
破産者　藤巻　教子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係